

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します

(違反対象物の公表制度)

違反公表制度とは

建物を利用する方が、その建物について防火安全性を判断できるように、建物に重大な消防法令違反が認められる場合、その名称、所在地、違反内容を公表するものです。

公表の対象となる建物

飲食店・百貨店等の不特定多数の方が利用する建物や、病院・福祉施設等の自力で避難をすることが難しい方が利用する建物です。



公表の対象となる違反

建物に義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備）が設置されていない建物が公表の対象となります。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表の方法

紀美野町ホームページへ“違反対象物”として掲載します。

公表する内容

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

制度の開始時期は、平成31年4月1日です。

【建物関係者のみなさまへ】

重大な消防法令違反はもとより、火災予防上の不備がないように、消防用設備等を設置・維持管理するとともに、防火管理を適切に行ってください。

建物を利用する方の安全のため、法令遵守をお願いします。

所有・管理する建物で、用途変更（部分的な用途変更も含む）、増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、消防署へ必ずご相談ください。

これらの変更や工事を行ったことにより、公表の対象となる設備が必要となる場合があります。設置されていないときは公表の対象となります。

【問い合わせ先】

紀美野町消防本部 予防課 073-489-6303